いただいたご意見とそれに対する回答

項目	意見	回答
制定手続	民生委員への意見を聞いたらどうか。	この条例の素案については、民生委員を含め、市民全般から意見を募集しています。また、福祉や子ども関係の事業所・施設等については、別に意見応募の機会を設け、意見を聞くこととしました。
制定手続	共生社会推進検討委員会を数回傍聴したが、非常によい議論がされている。しかし、傍聴していない市民には何も伝わっていない。ニュースレターの発行など、もっと市民に向けて継続的に発信を行い、共生条例制 定の趣旨などについて理解を求めてから制定すべきではないか。	この条例の制定に向けた取組については、共生社会推進検討委員会や庁内検討委員会の配布資料や議事録、市民向け共生カフェの実施報告などの情報を、ホームページをはじめ、フェイスブックやツイッターにおいても提供してきました。今後も、市民に向けて継続的に発信を行い、条例制定の趣旨について、ご理解いただけるよう努めたいと考えています。
制定手続	共生条例が制定されたから、その内容で進めていけ、というのでは共生条例の押しつけではないか。共生社会を進めていくには、共生条例が市民みんなのものになることが大切だと考える。もう少し時間をかけて進めるべきと思うがどうか。	この条例は、鎌倉市の目指す共生社会のあり方を明文化し、広く共有するために制定するものであり、共生社会を目指すに当たり、市全体の取組の土台となる共通認識として位置づけようとするものです。条例の理念を市民と共有し、共生社会の実現に向けた取組を、具体的に進めていくためにも、平成31年4月の施行を目指しているところです。
前文	鎌倉市が「共生社会の実現を目指す条例」を制定しようとすることについて大変評価するが、案を一読したところ不十分だと思われるところがある。 前文は、なぜこの条例制定が必要なのかを訴える一番大事なところであり、且つ、もっとも多くの人に読まれるところだと思う。その一番最初の文章が「すべて国民は、個人として尊重される」という日本国憲法第13条の規定から始まっているが、これは「すべて国民」が主語となっているためどのように読んでも地域に居住する外国人は含まれないという解釈が生じてしまう。「国民=日本国籍を有する人」だからである。日本国憲法の素晴らしさは十分承知しているが、憲法成立過程の中で外国人を排除していった歴史的経過もあり、せっかくの「共生」が在日外国人の排除を前提に進められるのであれば、自治体による差別の容認にもなりかねない。そもそも「共生」「共に生きる」という言葉は、在日外国人の指紋押捺制度の撤廃を目指す市民運動の中から出てきた言葉だったと記憶しているが、いつの間にか(恐らく「やまゆり園」事件の後から)障がい者との「共生」という視点で使われてきたように思う。もちろんそのことが悪いと言っているわけではないが、問題は、共生思想の根本にある「違いを認め共に生きる」というのは、基本的人権を尊重して初めて成り立つ概念なので、この前文のトップに持ってくる言葉としては世界人権宣言1条からの引用こそふさわしいと思う。「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。」以下、「私たちの社会には、多種多様な人々がおり、すべての人は、国籍、年齢、障害の有無、家族のかたち、在留資格~以下略~」と繋げていけば、文言上の矛盾はなく理解できるようになると思う。	日本国憲法の背景については、承知しているところですが、この条例の前文における日本国憲 法の引用は、多くの人が知っていて分かりやすい規定を導入として示すことで、多種多様な 人々がそれぞれ自分らしくいられる社会をイメージしやすくしようとしたものです。多様性の 例示について「国籍」を追加し、この条例の対象を明確にすることで、誤解が生じないような 文言の整理を行います。

項目	意見	回答
前文	3行目「年齢、性別、障害の有無、家族のかたち、職業、経済状況、文化的背景などに…」と記載されている部分に、「国籍、出身地、学歴、性的指向・性自認、疾病」なども加筆すべきである。説明欄(「 1 前文」、「 $7-2$ 基本的施策(社会的障壁の解消)」)では、さまざまな視点からみたマイノリティを対象としている条例であることが記述されているが、条文に具体的な例示がされていないと、本条例に基づく具体的な施策の立案・実施にあたって、本条例の趣旨が反映されない可能性があることを危惧する。本条例の趣旨は、マイノリティへの差別をなくし、マイノリティの人々が生きづらさを感じることのない社会=共生社会を実現していくことにあると思うので、そのことを理由にマイノリティであるがゆえに差別される可能性のある属性については、できる限り列記すべきと考える。	いただいたご意見を参考に、前文の一部を修正します。
前文	12行目「本人への配慮」の「本人」が誰を指しているのか不明確である。この文脈での「本人への配慮」という言葉の用法に違和感がある。たとえば、当該の部分について、「とはいえ、幸せになる方法が人それぞれ違うように、どのような配慮をすべきかも人によって異なります。決して相手に価値観を押し付けることなく、お互いに少しの思いやりとやさしさを持つことによって、みんながそれぞれ自分らしくいられる社会が成り立ちます。」といったような記述ではどうか。	
対象者	『「すべて国民は、個人として尊重される。」からはじまる日本国憲法第 13 条』とするならば、本条例案の対象は、日本国民(=日本国の国籍を有する者)に限定されていると読める。だが、一方で「市民」の定義には日本国民でない者も含まれるので、矛盾しているようにみえる。そのため、「基本理念」に日本国民以外の対象を明記するか、日本国民に限定するか明記するのが良いと思う。ただし、日本国民以外も対象とする場合、日本国民と日本国民以外で越えられない「社会的障壁」(例えば参政権や被参政権など)があることも明記すべきである。 このような条例で玉虫色で誤魔化すのではなく、鎌倉市としてどのようにするのか明確にしていただきたい。	この条例は、日本国籍の有無に限らず、全ての市民を対象としており、共生社会の実現に向けて、理念を規定するほか、意識面、情報面、物理環境面、支援体制面において取組むことを定めるものです。日本国憲法第13条の精神を示すことで、この条例の理念が伝わるものが多いと総合的に判断し、前文に載せています。日本国籍の有無による国政についての権利に違いがあることは、承知しているところですが、基本的施策では、選挙権については扱っていません。
合理的配慮	条例において、市は、障害者など対象を限らず、すべての人を対象として、合理的配慮を行うとしているが、市民が合理的配慮を求めるための窓口が地域共生課の総合窓口になるのか。条例を制定するならば同じタイミングで窓口も整備されるべきと考えるが如何か。	現在、地域共生課で検討している相談窓口では、一つ目として、どこに相談すればよいのか分からない方に対する福祉コンシェルジュ的な役割、二つ目として、複数の制度にわたる複合的課題を解決する際のコーディネーター的な役割、三つ目として、対応困難ケースや制度の狭間にあるケースへの支援の役割、などの機能を担っていくことを考えています。その他、合理的配慮などを求めて、地域共生課の窓口に相談に来られた方については、市民が抱える課題に応じて、関係部署と連携しながら対応にあたりたいと考えています。現在も、市民からの相談があれば聞き取り、適切な部署や機関につなげるようにしていますが、この条例の制定にあわせて、さらに相談体制を整えていく予定です。
合理的配慮	社会的マイノリティを持った人の中の、発達障害や精神・知的障害のある人への配慮が各事例の中でわかりづらい。	この条例は、対象を絞って規定しているものではなく、様々な困難を抱えた人を想定し、意見 聴取等を実施しながら施策を定めたものです。例えば、発達障害のある人への配慮について、 その障害の特性を学ぶことや、コミュニケーションの方法を工夫することなどが各施策の例と して挙げられますが、条文の説明として網羅することは困難であると考えています。個別の配 慮の例については、条例制定後、具体例を示すなどして、周知してまいります。

項目	意見	回答
条例の構成	「市民及び事業者の役割」より「市の責務」を先に掲げるべきである。説明欄に書かれている内容について、一定程度は理解できるが、目的や基本理念では、「市、市民及び事業者が…」という順で、常に「市」が最初に記述されているにもかかわらず、「市の責務」より「市民及び事業者の役割」を優先させるというのは、市民の優位性に配慮したというより、行政の果たすべき責任を回避しているとの印象を与えかねないと考える。	
市の責務	市職員及び市特別職公務員に対する教育・啓発・研修を実施していくことを明記すべきである。市民及び事業者の共生意識醸成のための教育や啓発について記述されている一方で、市職員及び市特別職公務員に対する教育・啓発・研修についての言及がないのはなぜか。市職員及び市特別職公務員はすでに充分に高い見識を有しているので、教育や啓発の必要はないということか。もしそうであるならばいいが、そうでないなら、市職員及び市特別職公務員への教育・啓発・研修を実施することも記述すべきである。市民や事業者の共生社会に関する意識が高まっても、市長、副市長、教育長、議員、職員の意識とつり合いがとれていなければ、市民・行政が一体となって共生社会を実現していくのは、困難であると考える。	ご指摘のとおり、条例の理念について、市職員が理解を深め、業務に反映させていくことは、 重要であり、取り組むべきことであると考えます。条例に規定しなくとも、市として当然取り 組むことと考えていましたが、アンケートや市議会常任委員会等における同様の意見も数多く 見られたことから、条例で明示するために、市の責務に含めて記載することとしました。
市民及び事業者の役割	民生委員・児童委員に何が求められていくのか。	この条例の理念を活動の際に認識していただくとともに、地域における市民相互の支援体制を整備し、地域の生活課題の発見・対応を可能とするよう民生委員・児童委員の皆様のご意見をいただきながら地域づくりを進めたいと考えています。
基本的施策	デリケートな部分の多いことなのに、教育の場で子どもたちに伝えていけるのか。	教育の場における共生についての意識の形成についての規定は、教員等へ向けた意識啓発や研修などを含めて考えており、関係機関とよく連携しながら進めてまいります。
基本的施策	専門的な知識のある人の配置を十分にし、社会的マイノリティを持った人と地域社会を繋げることが共生に つながると思われる。そのためには、社会的マイノリティに熟知した人の育成をはかり、その人材の配置を することから始めることが望ましいのではないか。	ご指摘のとおり、十分な人材の配置は重要であるものの、実現は容易ではないと考えています。共生社会の実現に向けた人材の育成に努めてまいります。
	条例案全体として異論はないが、「災害等への対応」の項がやや唐突に感じる。他の担当があるのではない か。	災害時は、平常時に増して、社会的弱者にしわ寄せが起こる状況であり、このような状況下においても、人々の多様性や個性、背景が尊重されるべきであると考えています。防災に関しては、市民の関心も高く、共生社会検討委員会においても、災害等への対応については本条例の中でも特に位置づけしたいとの声も多くあることから、一つの条を設けて規定します。
	現在出されている条例素案では、防災についても規定している。例えば、地域の入所施設や自主防災組織と も話し合うなど、もっと丁寧にプロセスを重ねることが、条例制定には必要なのではないか。	ご指摘のとおり、この条例において防災についても規定していることから、共生社会推進庁内 検討委員会では、総合防災課長も委員として、条例検討に加わっています。また、市内の福祉 事業所を対象として、条例素案に対する意見募集を行いました。 条例制定後の具体的な取組については、地域の関係者も含めて様々なご意見を伺いながら、進 めてまいりたいと考えています。

項目	意見	回答
市民意見の反映	いとしても、市民と行政の協働の必要性の観点から、災害時の対応策や各種行政計画の策定に当たっては、	共生社会は、市、市民及び事業者が協力しながら実現していくものであるということは、この 条例における一貫した考えとなっています。災害時の対応策や各種行政計画の策定に当たって の市民参加については各計画等を所管する課等や審議会等において検討することになります。
	社会的マイノリティを持った人達の把握は、どの機関が進めていくのか。社会的マイノリティを持った人たちの本当に求めていることは何かをどのように知り吸い上げていくのか。	障害者、高齢者、ひとり親家庭等、現在の制度で支援できる対象者については、さらに共生の理念を踏まえた事業を実施できるよう、担当ごとに進めてまいります。その他の社会的マイノリティの方々の要望等の把握についても重要と認識していますが具体の方法については今後検討してまいります。
周知方法	「共生社会」というタイトルそのものが一般市民には通じない用語であり、周知用のパンフレットを用意するなど、周知方法を考えた方がよい。	条例制定後、広報活動を行うとともに、周知用のパンフレット等を用いて、少しでも多くの皆様にご理解いただけるよう努めてまいります。
条例の意義	総論としては賛成だが、共生する範囲を自分たちの好きな範囲に限定することのないように運用することが 肝要である。ヘイトスピーチのようなことを許しては意味がない。	幅広い視野を持つ条例のため、多様な解釈があることが想定されますが、恣意的な解釈や運用にならないよう注意してまいります。 また、ヘイトスピーチを直接規制をするような規定はありませんが、条例の趣旨に照らして、 対応してまいります。
その他	共生の理念からすれば、鎌倉市の最大の懸案であるごみ問題の解決にも考慮の余地があるはずであり、早期 解決を図ってもらいたい。	多様な考え方がある中で、共生社会実現のための取組についても、場合によっては利害が衝突 することもあると考えます。このような際には、双方の意見を聞きながら、調整していくこと が共生の理念からも重要だと考えています。